

月刊

新しい価値を生み、組織・人事のチカラになる

総務

3

2016
MARCH
No.649

月刊総務 電子版

<https://www.e-manager.jp/>

特集

次の10年、企業があり続けるために

本気の「女性活躍」を 考える

なぜあなたの会社の女性は
管理職になりたがらないのか

第2特集

業務フローを再確認！

新入社員受け入れ準備の基本

総務のマニュアル

総務担当者が知っておきたい

会社法の基礎

月刊総務 オンライン <http://www.g-soumu.com/>

○税務トピックス

クレジットカード納付制度

二〇一六年度税制改正において、インターネット上でのクレジットカードでの納付を可能とする制度が創設されることになりました。国税庁長官が指定する納付受託者（クレジットカード会社）が納税者から委託を受けた日に国税の納付があったものと見なして延滞税・利子税等の規定が適用されることとなります。

なお、本改正は、二〇一七年一月四日以後に国税の納付を委託する場合について適用されます。

永年勤続者に対する旅行券の支給

永年勤続表彰等で記念品を贈呈する企業も多いですが、記念品として「旅行券」を贈呈する際には注意が必要です。一般的に旅行券は有効期限もなく、換金性もあり、実質的に金銭を支給したことと同様になりますので、原則として給与等として課税されます。ただし、左記に掲げる要件のすべてを満たす場合には、課税しなくて差し支えありません。

①旅行券の支給後一年以内に旅行を実施、②旅行の範囲は、支給した旅行券の額から見て相当なものである、③旅行券の支給を受けた者がそれを使用し旅行を実施した場合には、所定の報告書に必要事項を記載し、それがわかる資料を添付して会社に提出する、④旅行券の全部または一部を使用しなかった場合には、その旅行券を会社に返還すること。

●執筆／税理士法人 AKJ パートナーズ